

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県が交付する栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称及び目的は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付額	交付の相手方
栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金	訪問介護サービスの経営の安定化を図り、地域における必要な訪問介護サービスの提供体制を確保する。	栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業実施要領（令和7（2025）年3月31日付高対第1103号保健福祉部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 1 経営改善事業 2 小規模法人等協働化・大規模化事業 3 介護人材・利用者確保のための広報事業	知事が別に定める基準により算定した額	知事が適当と認める訪問介護事業所

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限
栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1	知事が別に定める日
(添付すべき書類の名称)			
1 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金所要額調書	別紙1	1	
2 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業計画書	別紙2	1	
3 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業予算書	別紙3	1	
4 歳入・歳出予算（見込）書抄本	任意	1	

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、速やかに知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。
(期限は、令和9(2027)年6月30日までとする。)

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（軽微な変更）

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業量の20%を超えて変更すること。

（変更の承認）

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金変更承認申請書（別記様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	提出期限
栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金実績報告書	別記様式第3	1	知事が別に定める日
(添付すべき書類の名称)			
1 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金精算書	別紙4	1	
2 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業実績報告書	別紙5	1	
3 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業決算書	別紙6	1	
4 歳入・歳出決算（見込）書抄本	任意	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	提出期限
栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付請求書	別記様式第4	1	知事が別に定める日

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第 1

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金所要額調書 (別紙 1)
- (2) 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業計画書 (別紙 2)
- (3) 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業予算書 (別紙 3)
- (4) 歳入・歳出予算 (見込) 書抄本

事業所名	:
送付先住所	: 〒
担当者名	:
電話番号	:
E-mail	:

別記様式第2

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付決定のあった栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金について、栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付要領第6条の規定により変更を承認くださるよう、下記により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

事業所名	:
送付先住所	: 〒
担当者名	:
電話番号	:
E-mail	:

別記様式第3

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)
法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で交付の決定の通知があった栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金精算書（別紙4）
- 2 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業実績報告書（別紙5）
- 3 栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業決算書（別紙6）
- 4 歳入・歳出決算（見込）書抄本

事業所名	:
送付先住所	: 〒
担当者名	:
電話番号	:
E-mail	:

別記様式第 4

栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金交付請求書

金 _____ 円

令和 年 月 日付け栃木県指令高対第 号で額の確定の通知があった栃木県訪問介護事業者経営改善支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第 18 条の規定により請求します。

令和 年 月 日

栃木県知事 様

法人住所
法人名称
代表者名
事業所名

関係書類

交付額確定通知書の写し

取引銀行名	口座番号	名義 (フリガナ)
銀行	普通・当座	
支店	口座番号 _____	